

次 Ħ

- 1 はじめに
- 2. MiFID II 及びMiFIRの全体像
- 3 株式市場構造に影響を与える規定
- 4 ダークプール規制の影響と市場の懸念
- 5. 株式市場構造の変化
- 6. 終わりに

2018年1月よりMiFID Ⅱ及びMiFIRの適用が開始された。MiFID Ⅱ及びMiFIRは、欧州において、金融市場・ 金融サービスの基本法として位置付けられるものであり、その規制領域・対象も多岐にわたっている。本稿では、 まず、MiFID Ⅱ及びMiFIRの全体像を提示し、株式市場構造に影響を与え得る規定について説明する。その後、 市場関係者の間で台頭した、株式市場の分散化・複雑化が進行してしまうのではないか、との懸念について説明 し、実際に、懸念が顕在化しているかについて、MiFID Ⅱ及びMiFIR適用開始前後のデータを基に確認すること とする。

1. はじめに

2018年1月より、欧州連合(以下、EU)域内 において、改正された金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive;以下、 MiFID II) と新たに策定された金融商品市場規 則 (Markets in Financial Instruments Regulation;以下、MiFIR) によって構成される 法律の適用が開始された。MiFID II 及びMiFIRに ついては、リサーチ対価の支払い手段を限定し、 有価証券の取引執行に対する手数料を明確に分離

する、リサーチ・アンバンドリング規制が市場関 係者の間で大きな注目を集めており、当該規制の 影響などについては、新聞報道も多数なされてい る (注1)。

MiFID II 及びMiFIRは、金融市場・金融サービ スの中心的な法律と位置付けられている。そのた め、リサーチ・アンバンドリング規制以外にも、 新たな規定が導入されており、投資家保護の強化、 新たな市場の枠組みの構築、市場の透明性の向上、 などが図られている。

本稿では、まず、MiFID II 及びMiFIRの全体像



川本 隆雄(かわもと たかお)

みずほ証券市場情報戦略部上級研究員。東京大学経済学部卒業、政策研究大学院大学修士 課程修了。1998年4月、日商岩井(現、双日)入社。モルガン・スタンレー・アセット・ マネジメント投信等を経て、2005年、みずほ証券入社。07年4月より現職。